

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

～ こんなときはどうすればいいの？ ～

大学院医歯学総合研究科（医）

医歯学系（医）

令和4年5月30日（令和5年5~~4~~月8~~17~~日最終改訂）

新型コロナウイルス感染症に関する行動制限については、教職員は全学からの通知に従ってください。ただし、病院で勤務する教職員については病院のルールが優先されますので、病院のマニュアルや感染管理部の指示に従ってください。

このQ & Aでは、「自分自身が感染者になった」「濃厚接触者になった」時などに、どうすればよいかを整理しました。参考にしてください。

教職員の皆さん

Q 1 濃厚接触者の定義はどうなっているか。

- ・陽性者と「感染の可能性のある期間（※1）」に接触し、「以下の範囲（※2）」に該当する場合です。

※1 感染の可能性のある期間

- 1) 有症状者の場合: 症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- 2) 無症状者の場合: 陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

※2 濃厚接触者の範囲

次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった。
 - 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった。
 - 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
 - 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い。
- ・濃厚接触者となった場合は、Q2のとおり対応願います。

Q 2 自身が濃厚接触者となった。

- ・濃厚接触者となっても症状がなければ出勤可能です。
- ・症状がある場合は抗原検査を実施し、陰性であれば出勤可能です。ご希望があれば抗原検査キットを郵送しますので総務課庶務係（025-227-2003）にご連絡をお願いします。
- ・無症状の場合であっても、業務上可能であれば、感染拡大防止のため、5日間程度の自宅待機を推奨します。ただし、特別休暇は廃止されましたので、自宅待機される場合は年次有給休暇等を申請いただきます。
- ~~・陽性者との最終曝露日を0日として、5日間の出勤停止（特別休暇）となります。ただし、7日間が経過するまでは重症化リスクの高い方との接触や、感染リスクの高い場所の利用、会食は行わないでください。~~
- ~~・最終曝露日から7日間の健康チェック票を記録し提出する必要がありますので、総務課庶務係（025-227-2003）までご連絡ください。~~
- ~~・同居する家族が陽性となった場合の最終曝露日の考え方は国の基準と同様で、「感染者の発症日か、家庭内での感染対策（※1）開始日の遅い方」です。~~
- ~~※1 「家庭内での感染対策」は、マスク着用や手洗い、消毒など基本的な範囲でよく、感染者の隔離など厳しい対策は求めていません。~~
- ~~・同居家族（同居人）が陽性者の場合を除き、自宅待機2日目、3日目~~

~~に抗原検査をし、陰性を確認することにより、3日目から出勤可能とすることもできます。ご希望される場合は、総務課庶務係（025-227-2003）までご連絡ください。抗原検査キットを用意します。ただし、熱、咳、咽頭痛、などの症状がある場合は、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。検査をしない場合は、症状がないことを確認して6日目から通学可能です。~~

~~同居家族（同居人）が陽性者の場合は、5日間の自宅待機とし、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。5日間の自宅待機が終了したのち、「症状が無いこと」、かつ、6日目に抗原検査キットで検査をし、「陰性であること」を確認することにより、出勤可能とします。この時点で症状がある場合は、受診をしてください。この場合の抗原検査キットも医学科が用意しますので、総務課庶務係（025-227-2003）に請求してください。~~

~~6日目に抗原検査ができない場合は、7日目以降に抗原検査を実施してください。陰性及び症状がないことを確認して、当該日から出勤可能とします。~~

- ~~ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省 HP で確認願います。~~

~~(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)~~

~~なお、感染拡大防止のため、濃厚接触者となってから購入しにいかないでください（事前に購入しているか、知人に置配を依頼する）。~~

~~感染した同居家族（同居人）が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します（それまでの自宅待機期間はリセットされます）。~~

~~Q 3 同居家族（同居人）の濃厚接触者として自宅待機していたところ、別の同居家族（同居人）が新たに陽性となった。~~


~~別の同居家族（同居人）が陽性となった場合は、改めてその発症日（当該別の同居家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します（それまでの自宅待機期間はリセットされます）。~~

~~Q 4 同居する家族が濃厚接触者となった。出勤可能か。~~

~~家族が「陽性」もしくは「有症状」とならない限り、大学としては出勤可能です。ただし、部署の判断で、必要な期間休ませることも可能です（特別休暇：理由欄に「新型コロナウイルス濃厚接触の可能性があるため」と記載）。~~

Q 3 自身に風邪様症状がでた。出勤可能か。


- ・陽性者との濃厚接触がなければ、出勤可能です。濃厚接触があった場合は、Q2の「症状がある場合」を参照してください。ご希望があれば、検査キットをお渡ししますので総務課庶務係（025-227-2003）までお申し出ください。
- ・~~症状が治まるまで出勤停止（特別休暇）です。医療機関を受診してください。症状の原因が「新型コロナウイルス感染症」ではないと診断された場合、解熱剤を服用せずに解熱後24時間が経過し、かつ症状が軽減すれば出勤可能です。~~
- ・~~現在の症状が軽く、重症化リスクが高くない（妊娠、喫煙、肥満、基礎疾患がなく65歳未満）方の場合、医療機関を受診せずに、抗原検査キットでの検査を活用することも検討してください。検査キットは、ご自身で事前に用意するか、新潟県に抗原検査キットを請求することも可能です。キットの検査結果が陽性の場合、県の陽性者登録・フォローアップセンターに登録することで、医療機関を受診せずに確定診断やフォローアップを受けることができます（<https://yousei-niigata.jp/self-request-form/>）。なお、陰性の場合、改めて医療機関を受診して、医師の診断をうける必要があります。~~
- ・~~陰性の場合、7日間もしくは症状が消失した時点まで健康チェック票の記録が必要となります。~~

Q 4  同居する家族に風邪様症状がでた。出勤可能か。

- ・~~出勤可能です。症状が治まるまで出勤停止（特別休暇）です。必要に応じて、かかりつけ医を受診させてください。PCR検査、抗原検査を受けた場合は、結果がでるまで出勤停止（特別休暇）です。~~

~~Q 7 自身がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（ワクチン・検査パッケージ制度等で自発的に実施する場合を除く）。~~

- ・~~結果がでるまで出勤停止です。~~

Q 5  自身が陽性となった。

- ・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として5日間かつ、解熱後24時間を経過まで、自宅待機となります。特別休暇は廃止されましたので、年次有給休暇若しくは病気休暇を申請してください。総務課庶務係（025-227-2003）にご連絡願います。
- ・~~隔離期間は、医療機関等の指示（※1）に従ってください。その期間は、特別休暇になります。なお、隔離期間中に同居人が陽性となっても、隔離期間は延長されません。~~
- ・~~大学本部への報告が必要になりますので、総務課庶務係（025-227-2003）に連絡願います。~~

~~・隔離解除後7日間、健康チェック票に記録をして、特別休暇簿と一緒に総務課庶務係に提出願います。~~

~~※1 医療機関等から隔離期間の指示がない場合(自宅で抗原検査を実施した場合含む)は、以下の国の基準に従ってください。~~

~~1) 有症状の場合：症状が出た日を0日として、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した時点で療養終了。「症状軽快」は解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。~~

~~2) 無症状の場合：検査のために検体を採取した日を0日として、7日間無症状で経過した場合は、7日目までが療養期間。療養期間中に発症した場合は、それまでの療養期間がリセットされ、発症日を0日として1)有症状の場合の療養期間に従う。~~

~~なお、無症状で経過して、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から出勤可能とします。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。療養期間の短縮をご希望の場合は検査キットを送付しますので、総務課庶務係(025-227-2003)に連絡をお願いします。ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省HPで確認願います。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html~~

Q 6 ♀ 子供が陽性、濃厚接触、または学級閉鎖などで通学できない。世話のために休むことができるか。

~~・特別休暇が廃止されたので、年次有給休暇等を申請してください。必要な期間、特別休暇を取得することが可能です。理由欄に「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者となった子の世話のため(小学●年生)」などと記載してください。~~

Q 7 10 マスクの着用について

・政府のマスク着用の考え方が変更となったことを受け、学内でのマスク着用について令和5年3月13日付で学長から通知のあったところです。

・同通知では、マスクの着用が必要と思われる場合の例として、「医療機関を受診する時」、「重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時」が示されています。同通知の趣旨を踏まえると、医学系教職員は病院に立ち入る教職員・学生と接触する機会が多いことから、当面の間、個室を除く室内ではマスク着用のご協力をお願いします。

Q 8 11 海外渡航について

・公務による海外渡航（出張）について

- 1) 渡航先の入国・行動制限並びに本邦入国の水際制限等に即して行動してください。
- 2) 新型コロナウイルス感染症に関わらず基本的な感染対策に配慮し行動してください。
- 3) 海外渡航調書に加えて「海外渡航前確認書（教職員用）」を旅行命令伺とともに医歯学系総務課庶務係に提出してください。

・私事渡航について

- 1) 上記の公務による海外渡航（出張）の基準に準じて渡航願います。
- 2) 「海外渡航前確認書（教職員用）」の提出は求めませんが、必要に応じて活用してください。感染に備えて海外旅行保険に加入の検討や業務の調整等の事前準備をお願いします。
- 3) 従前どおり、私事渡航届の提出をお願いします。

帰国後の自宅待機は必ずしも必要ありませんが、体調不良の場合は自宅待機をして、受診してください。

Q 9 12 医学科建屋への外部業者等の立ち入りについて

・以下の条件に限り、外部業者等の立ち入りが可能です。

~~1) 対面での面会が必要である（オンライン等では代替できない）。~~

1) 外部業者等に、発熱、風邪様症状、味覚・嗅覚障害などが無い。

2) 教職員とアポイントメントがある（出待ちは禁止）。

3) 基本的な感染対策を実施の上、~~短時間・最少人数の面会と~~する。